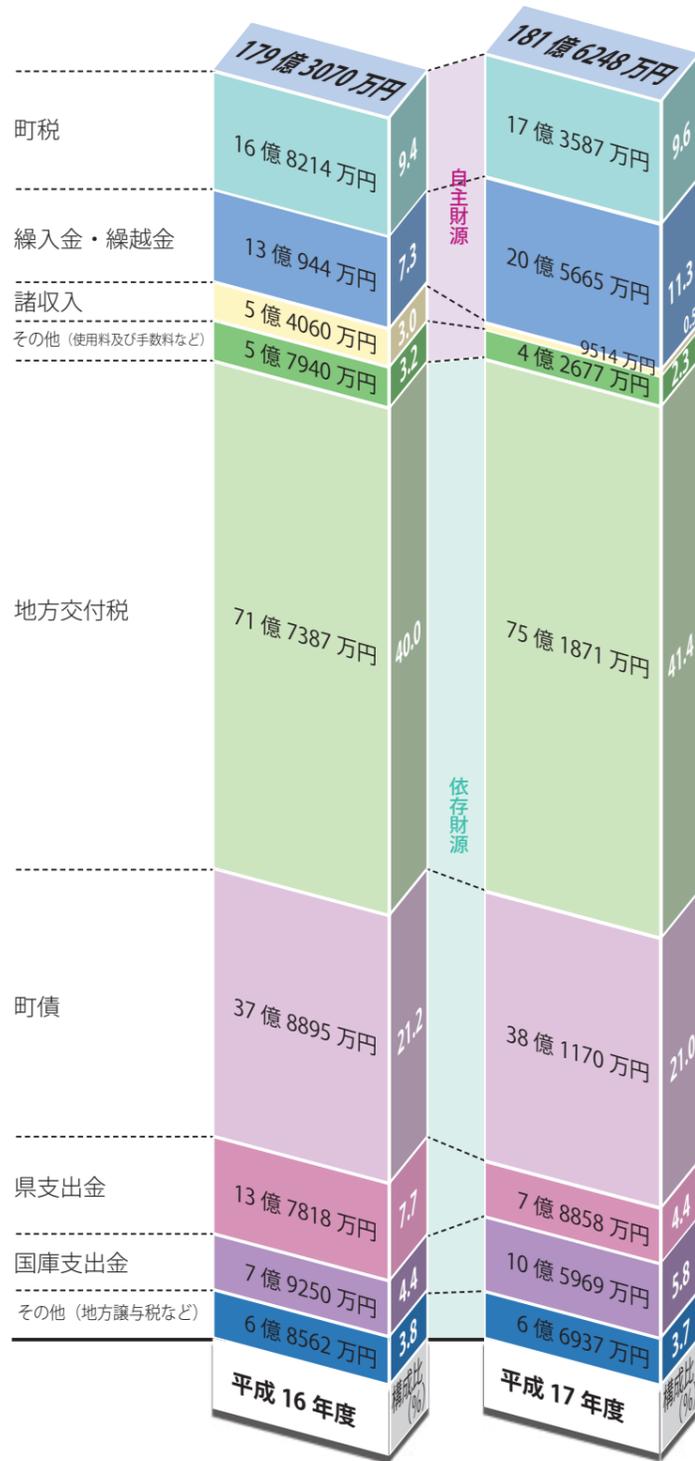
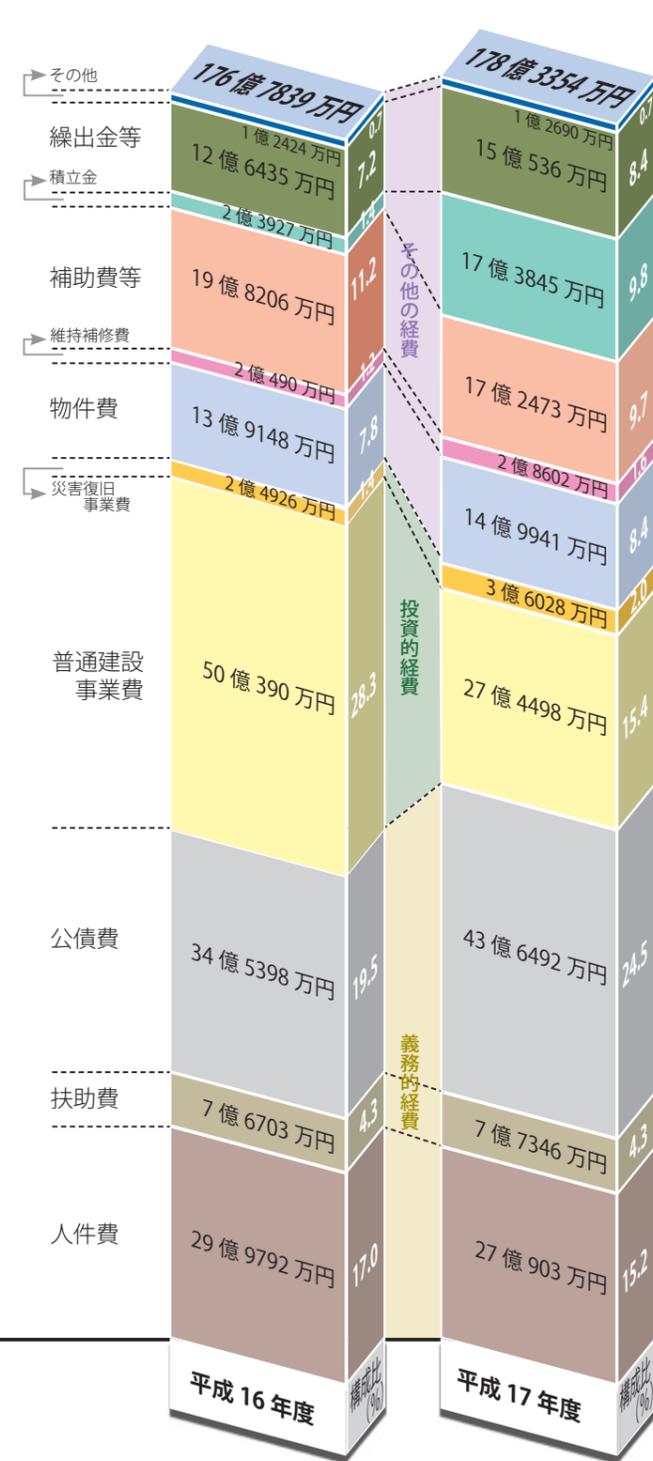


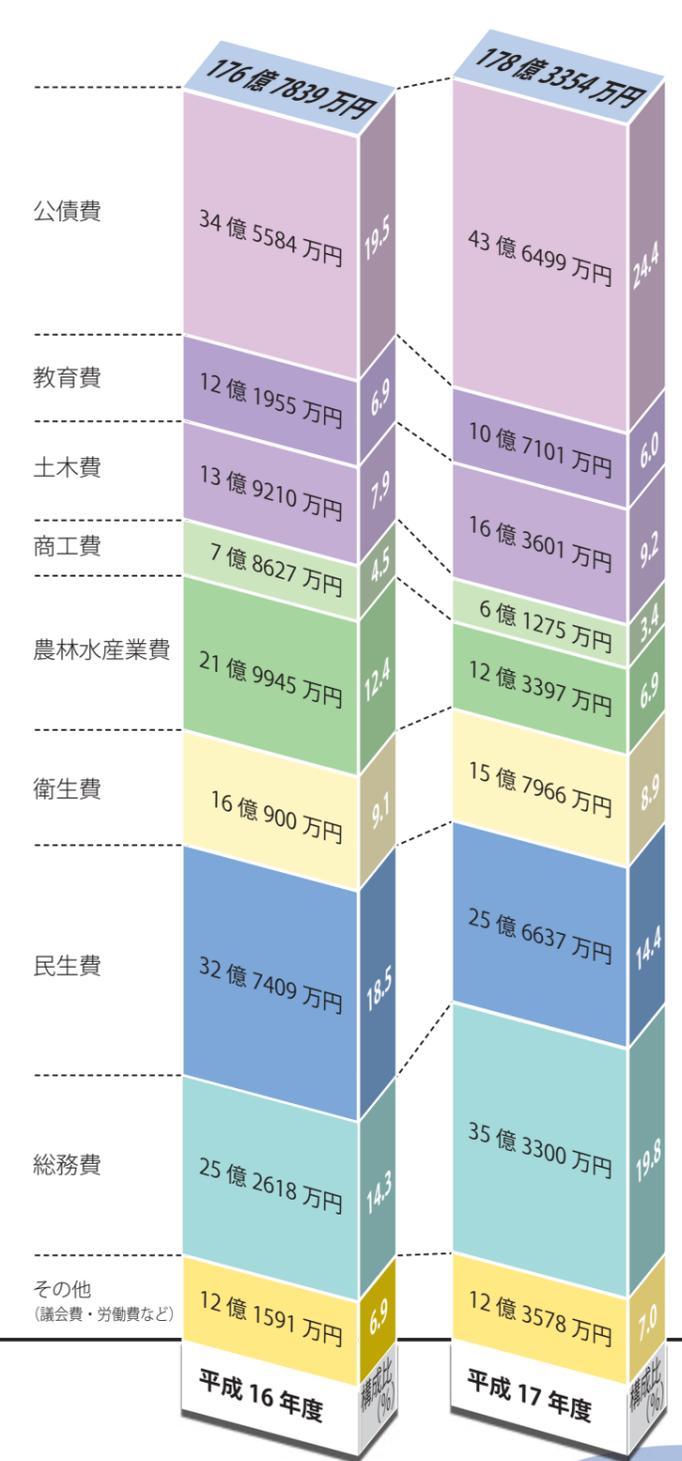
## ■歳入決算額の構成



## ■歳出性質別決算額の構成



## ■歳出目的別決算額の構成



### 財政用語解説(1)

**自主財源**：町税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、繰入金、諸収入など自主的に収入し得る財源

**依存財源**：地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方譲与税、地方債など、自主財源以外の収入

**町税**：町民税、固定資産税などみなさんが納めた税金

**繰入金**：町の基金からの繰入金

**諸収入**：町税の延滞金など他の収入科目に含まれない収入

**地方交付税**：地域間の税源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供できるようにするために、国が地方公共団体の一般財源として配分する税

**国庫支出金・県支出金**：各種事業に対する国・県からの補助金など

**町債**：資金調達などのための長期借入金

**人件費**：議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員給与、地方公務員共済組合負担金など

**扶助費**：社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などにに基づき、生活を維持するために支出される経費や各種扶助の経費

**公債費**：町債の元利償還金および一時借入金の合算額

**普通建設事業費**：道路、学校など公共用または公用施設の建設事業に要する経費

**物件費**：人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的性質の経費の総称。臨時職員の賃金、需用費(消耗品等)、役務費(郵便料、火災保険等の保険料等)、備品購入費など

**補助費**：各種団体への補助金、奥能登クリーン組合や宇出津病院への負担金など

**繰出金等**：一般会計と特別会計、または特別会計相互間で支出される経費

**歳入**の決算額は、18億6,248万円(前年度対比△1億4,000万円)の減額への補てん、公債費負担適正化計画に基づいた繰上償還を8億7,500万円行ったことによるものです。

地方交付税は、最低であった昨年度より3億4,484万円の増であり、その主な増加要因は、三位一体改革による国庫補助金廃止に伴う一般財源化(普通交付税へ振り替え)によるものや、合併による新たなまちづくりに対する特別交付税措置などが加算されたためです。

**交付税は3億4千万円増**

は、人件費・補助費が減となったものの、老人保護措置費の一般財源化による扶助費の経常充当一般財源の増、国保・老人介護特別会計や公営企業への繰出金の増、大雪による除雪関係経費の増などがあります。

**歳入**の決算額は、18億6,248万円(前年度対比△1億4,000万円)の減額への補てん、公債費負担適正化計画に基づいた繰上償還を8億7,500万円行ったことによるものです。

地方交付税は、最低であった昨年度より3億4,484万円の増であり、その主な増加要因は、三位一体改革による国庫補助金廃止に伴う一般財源化(普通交付税へ振り替え)によるものや、合併による新たなまちづくりに対する特別交付税措置などが加算されたためです。

**経常収支比率は104・7%**

経常収支比率は、昨年度の102・1%から104・7%となりました。上昇した主な要因は、普通建設事業費については、合併に向けた大型事業の完成により22億5,892万円の減となっております。

**歳出**の決算額は、178億3,354万円(前年度対比1億5,515万円)の増です。人件費においては、27億9,030万円で対前年度より2億8,889万円の減となっております。公債費については、8億7,500万円の繰上償還を行ったため、大幅増となっております。また、積立金の増額については、合併に伴う地域の振興のため合併振興基金17億1,100万円の積立てを行ったものです。

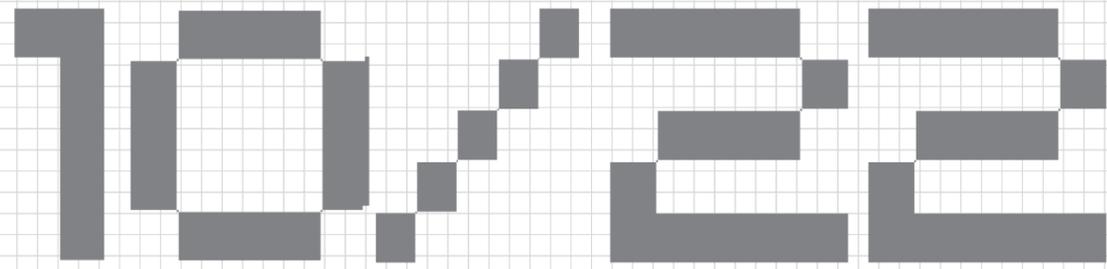
**17億1千万円を積立て**

平成17年度決算について、行政活動のためのお金がかかってくる、何に使われたか、そのあらましを公表いたします。

**平成17年度 決算報告**



町民の代表、選ぶのはあなたです。



忘れずに投票しましょう！

■投票所は24カ所です。当日投票される方は確認を！

町が予定している投票所は下記のとおりです。合併前に旧能都町、旧柳田村が100人未満の投票所を統合し、能登町初めての選挙（町長選挙・無投票）では39カ所を設置しました。その後、選挙管理委員会委員が全投票所の施設を視察し、選挙人減少による統合、投票所環境の平準化、事務の効率化などを考慮して現在の24カ所となっています。

投票区	投票所（予定）	区 域
第1	能都社会福祉会館（能都庁舎）3階研修室	宇出津の一部（天保島、天徳町、本町、大蔵町、浜町、酒垂町、大竹町、中組、桜町、三番町、中島町、浜小路、川原町、新村本町、新村浜町、昭和町、音羽町、小棚木、大棚木、城野町、城山）
第2	宇出津小学校 1階ロビー	宇出津の一部（仙人町、立町、横町、上田町、上町、中町、大橋組、錦町、栄町、上岩屋町、下岩屋町、漆原、梅ノ木、平体、大平、源平） 宇出津新港、藤波の一部（辺田ノ浜、柳倉）
第3	ひばり保育所 遊戯室	崎山、藤波の一部（四明ヶ丘）
第4※	三波公民館 集会室	藤波の一部（間島）、波並
第5※	矢波集会所	矢波、猪平
第6	神野公民館 ホール	宇加塚、鶴町、曾又、藤ノ瀬
第7	鶴川公民館 図書室	七見、鶴川、小垣の一部（一の谷をのぞく）
第8※	瑞穂公民館 和室	柿生、瑞穂、俎倉、山田の一部（上三田をのぞく）、武連、本木、小垣の一部（一の谷）
第9※	宮地生活改善センター 集会室	宮地、鮭尾、山田の一部（上三田）、太田原、柏木
第10	柳田体育館	柳田、笹川、石井、国光、鴨川、五十里、十郎原
第11	小間生公民館 会議室	上長尾、小間生、桐畑、鈴ヶ嶺、久田
第12	上町地区生活改善センター 和室	合鹿、上町、天坂、寺分、五郎左工門分
第13※	岩井戸公民館 会議室	黒川、大箱、北河内
第14※	当目地区多目的研修集会センター	当目
第15※	斉和多目的集会所	中斉、神和住
第16	内浦福祉センター 1階集会場	松波、恋路、明生、布浦
第17※	上区集会場	上、滝之坊、田代、駒渡
第18	不動寺公民館 集会室	宮犬、不動寺、行延、時長、山中、満泉寺、国重
第19※	秋吉公民館 集会室	九里川尻、秋吉、河ヶ谷、清真
第20	白丸保育所 遊戯室	立壁、四方山、白丸、内浦長尾、新保
第21※	能登勤労者プラザ 体育館	市之瀬、明野、越坂
第22	小木地区活性化センター ロビー	小木
第23	高倉保育所 遊戯室	姫、真脇、羽生
第24※	小浦地区集会所	小浦、羽根

※印の投票所は午後6時まで

■開票は午後8時20分から

開票作業は、午後8時20分から能都社会福祉会館4階大集会場で行われる予定です。なお、開票速報番組を有線放送で放送する予定にしています。

**任期満了による能登町議会議員選挙が、10月22日(日)に執行予定となっております。今年3月には石川県知事選挙が行われ、みなさんも各投票所で投票されていますが、能登町単独での初めての選挙でもありますので、あらためて自分が投票する投票所の場所を確認しておきましょう。**

**◆投票時間 午前7時～午後7時**  
（第4・5・8・9・13・14・15・17・19・21・24投票区は午後6時まで）

**◆有権者について**  
昭和61年10月23日までに生まれた方で、平成18年7月16日までに能登町に住民登録を行い、引き続き3カ月以上能登町に住所を有している方が有権者です。

**◆入場整理券について**  
入場整理券は、住民登録されている住所へ送付されますので、住民登録と現住所が異なっている方は、入場券が届かない場合があります。ただし、入場整理券がなくても選挙人名簿に登録され、当日選挙権があれば投票できますので、選挙管理委員会までお問い合わせください。

# 能登町 10月22日(日)執行予定 議会議員選挙

**◆不在者投票について**  
選挙人名簿に登録されている方で、現在出稼などで能登町以外に在住されている方は、不在者投票をすることができません。該当される方は、事前に宣誓書（請求書）を取り寄せ、必要事項を記入し選挙管理委員会へ郵送してください。請求のあった現住所へ投票用紙および不在者投票用封筒などを送付します。

**○期日前投票を利用しましょう**  
期日前投票は、宣誓書（請求書）に必要事項を記入し、投票用紙を直接投票箱に入れることができます。不在者投票のように不在者投票用封筒を使わないため、簡単に投票しやすい制度です。投票日に仕事やレジャー、買い物などで出かける方や冠婚葬祭などで投票所に行けない方は、期日前投票ができますので、ぜひご利用ください。  
開設期間中であれば、どの投票所でも投票することができます。

■期日前投票所の場所と開設時間

開設期間	投票所名	投票時間
10月18日(水)～ 10月21日(土)	能都庁舎 2階202会議室	午前8時30分～ 午後8時
	柳田庁舎 1階事務室	
	内浦庁舎 1階ロビー	
10月19日(木)～ 10月21日(土)	鶴川支所 図書室	午前10時～ 午後7時
	小木支所 ロビー	

問 選挙管理委員会（役場総務課内） ☎ 62-8510

今回の定数は20人、次回から18人に

町村合併に伴いさまざまな協議が合併協議会で行われた中、議会議員の任期や定数については約1年にわたり審議されました。その結果、市町村の合併の特例に関する法律による特例を適用し、定数を18人、合併後の初めての選挙では20人とすることが承認されました。

※地方自治法で定める定数は、人口2万人以上で26人を超えない人数となっています。